

子どもも  
大人も

# かぶるな あ で

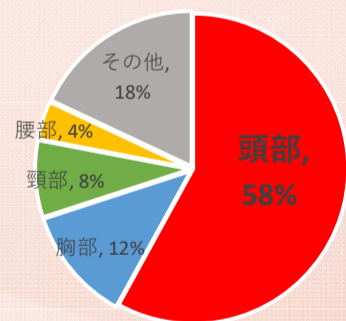


改正道路交通法により、全ての自転車運転者に対して、ヘルメット着用が努力義務となります。(令和5年4月1日に施行)

平成31年4月1日「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行。  
18歳以下の児童生徒のヘルメット着用が、保護者の努力義務として規定されています。

## ヘルメットの重要性

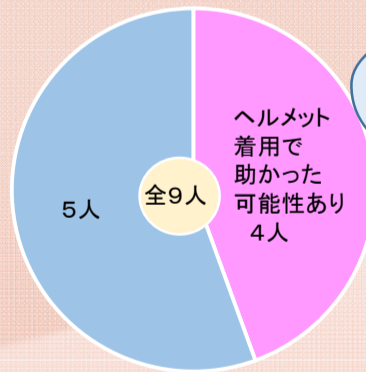
自転車乗車中に交通事故で亡くなった方の主な損傷部位(全国:平成28年~令和2年)



約6割が頭部に損傷



令和2年中の自転車乗車中の死者(高知県内)



9人のうち4人がヘルメットを着用していれば助かった可能性がある



平成28年~令和2年の過去5年間に、全国で自転車乗車中に交通事故で亡くなった方の約6割が、頭部に損傷を負っています。ヘルメットを着用していない方は、着用している方に比べて致死率が約3倍も高くなります。また、令和2年中、高知県内では自転車乗車中に交通事故で9人の方が亡くなりましたが、全員がヘルメット未着用であり、このうち4人はヘルメットを着用していれば命が助かっていた可能性があると考えられています。

ヘルメットの着用は、命を守ることに直結します。  
自転車乗車時は必ずヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。

交通安全教育教材「Traffic Safety News」第80号(高知県警察本部交通企画課)より

県では、県内の小中高校生で、自転車通学をしている児童生徒を対象に、**自転車ヘルメット購入費用の助成を実施中!**

- < 県立・私立・国立学校の場合 > 助成券発行後、販売協力店において、**1人2,000円値引き**
- < 市町村立学校の場合 > 補助制度がある市町村に、県から1人1,000円を補助(各市町村によって補助制度が異なります)

助成制度の詳細はこちら



● 高知県 ● 高知県教育委員会

